

香川県条例第14号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例
 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(基準の一般原則) 第3条 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">社会福祉施設等</th> <th style="text-align: center;">法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>10～19 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	社会福祉施設等	法令	1～8 略		9 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	略	10～19 略		<p>(定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。</p> <p>(基準の一般原則) 第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。</p> <p>2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">社会福祉施設等</th> <th style="text-align: center;">法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設</td> <td>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）</td> </tr> <tr> <td>10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅</td> <td>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）</td> </tr> </tbody> </table>	社会福祉施設等	法令	1～8 略		9 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）	10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
社会福祉施設等	法令																
1～8 略																	
9 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	略																
10～19 略																	
社会福祉施設等	法令																
1～8 略																	
9 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）																
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）																

--

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第39条第2項、第53条の2第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の3第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項	略	
	略		
略			

サービスの事業	
10の2～19 略	

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第39条第2項、第53条の2第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の3第2項、第105条の18第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項	2年間	5年間
	略		
略			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。